

建築確認申請の電子申請について

令和 8 年 4 月 1 日から、一般財団法人 建築行政情報センター（以下「ICBA」という。）が提供している「電子申請受付システム」を利用し、建築基準法に基づく「確認申請」の電子申請が可能となりました。

~~~~~

### 申請方法について

- ICBA のホームページから「電子申請受付システム」のアカウントを発行し、申請してください。

【電子申請受付システム】

<https://afba.shinsei-kenchikugyousei-db.jp/login>

- 「電子申請受付システム」の操作説明書は、ICBA のホームページからダウンロードできます。

【ICBA のホームページ】

<https://www.icba.or.jp/denshishinsei/reception-list.html>

~~~~~

申請手数料の納入について

- 手数料の金額は紙申請の場合と同額です。
- 納入方法は以下のいずれかとなります。引受審査後、手数料納付についての連絡をシステム上で行います。

(1) 鹿沼市の指定金融機関等の窓口で手数料を支払う方法

- 納付書をシステムにて送付いたします。

(2) 鹿沼市の指定口座に手数料を振込む方法

- 振込先情報をシステムにて案内します。なお、別途振込手数料が必要になります。

※お振込みが完了しましたら、システム内にての通知、若しくは電話にてご連絡ください。

~~~~~

### 受領日について

- 確認申請の受領日は、鹿沼市が手数料の納入を確認できた日となります。
- 納付確認を行うまでは本受付となりませんので、あらかじめご了承ください。

~~~~~

確認済証等の交付について

- 確認済証等は電子交付のみとなります。書面による交付を希望される場合は、従来どおり窓口

での書面による申請をお願いします。

~~~~~  
**副本の返却について**

・電子申請受付システムに保存されたデータを、申請者がダウンロードすることをもって副本の返却とします。書面による返却を希望される場合は、従来どおり、窓口での書面による申請をお願いいたします。

~~~~~  
委任状について

・委任状は任意書式です。申請者の押印があるものを PDF にして、添付してください。
申請者が個人の場合、本人の自署のものについては押印を省略することができます。

~~~~~  
**申請データの作成について**

- ・添付する図面のサイズはA3以下としてください。
- ・図面は1ファイル1枚とし、ファイル名は「図面番号+図面名」としてください。
- ・建築計画概要書は、「第一面・第二面」と「第三面」でファイルを2つに分けてください。